

(14) 工学部における安全衛生活動への協力と安全衛生に関する学習

古川 博志

1. 安全巡視

労働安全衛生法に従い、文教事業場においても衛生管理者が選任されている。衛生管理者は労働安全衛生法により毎週一回、職場巡視を行うことが義務付けられている。本学に於いても法に従い、毎週実施されている。これに加えて、教育研究支援部の安全衛生委員会でも、文教事業場の衛生管理者（工学部担当）と協力して、毎月一回重点箇所を決めて巡視活動を行っている。巡視結果は工学部安全衛生委員会に報告し指摘箇所の改善をお願いしている。私は安全衛生委員会の一員として巡視活動に協力している。

2. 局所排気装置等（ドラフトチャンバー）の法定定期自主検査

労働安全衛生法により指定の有機溶剤や特定化学物質を取り扱う作業場においては、局所排気装置（ドラフトチャンバー）を設置することが義務付けられている。また、この局所排気装置は、同法第45条の規定により定期的に自主検査を行い、その記録を3年間保存することが義務付けられている。

工学部では平成19年度までは検査業者に委託して局所排気装置の定期自主検査を実施してきた。平成20年度以降は経費削減、安全意識の向上を目指し、学内講習会により検査者を養成し、各作業場において自ら実施されている。私は局所排気装置等定期自主検査インストラクターとして定期自主検査の実施に協力している。

3. 安全衛生に関する学習

3.1 放送大学を利用した学習

私は放送大学に全科履修生として就学している。今期は安全衛生に関する学科として、＜生活とリスク'07＞を受講した。内容は多岐に渡っているが、安全工学教育センターの一員として、リスクマネジメント、自然災害と生活、化学物質とリスク、インターネットとリスク、等に関する知見は有用であった。

3.2 リスクアセスメント実務研修会

平成23年2月18日に、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターにて開催されるリスクアセスメント講習会に参加する。

<内容>

講義：リスクアセスメントの手法、リスクアセスメントの実施のための事前準備

演習：リスクの見積もり、評価、危険性又は有害性の特定、見積もり、評価、低減措置、

リスクアセスメント実務研修会

- 1 日時 平成23年2月18日(金) 9:00~17:00
- 2 会場 九州安全衛生サービスセンター

講義1「労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの目的と意義」

- ① 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の概論
- ② リスクアセスメント（RA）の基本

講義2「リスクアセスメントの手法 その1」 リスクアセスメントの実施

- ① リスクの見積もり方法
- ② リスク低減のための優先度の設定（評価）

<演習1> リスクの見積もり、評価

講義3「リスクアセスメントの手法 その2」 リスクアセスメントの実施（続き）

- ① 対象の選定
- ② 情報の入手
- ③ 危険性又は有害性の特定(リスクの洗い出し)
- ④ リスク低減措置の検討と実施

<演習2> 特定、見積もり、評価、低減措置

講義4「リスクアセスメントの手法 その3」 導入から運用まで

- ① 導入スケジュール
- ② 実施手順書の作成
- ③ 実施体制・教育
- ④ リスクアセスメントとKY活動
- ⑤ 工夫が必要なリスクアセスメント
- ⑥ リスクの管理
- ⑦ 事例紹介

—第508回リスクアセスメント実務研修会カリキュラムより—

<研修会に参加して>

平成18年4月に改正労働安全衛生法が施行され、それに伴い「労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS*指針）に関する指針」の改正及び「危険性及び有害性等の調査等に関する指針」等が公表された。これにより、事業場では職場の危険・有害要因を特定し、それぞれのリスクを見積もり、リスクの低減措置を実施する事が努力義務となった。

今後の労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS：Occupational Safety and Health Management System）の導入、リスクアセスメントの実施に備え、リスクアセスメントの実務を学んだ。今後更なる研鑽を積んで今後の活動に活かしたい。